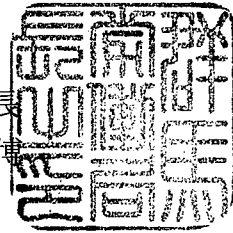


群馬労基 0911 第 1 号
令和 7 年 9 月 11 日

群馬地方最低賃金審議会
会長 米本 清 殿

群馬労働局長
上野 康博



最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、前橋市内在住の一個人ほか 31 労働組合から、令和 7 年 9 月 2 日及び 9 日付けをもって最低賃金法第 11 条第 2 項に基づく異議の申出があったので、貴審議会の意見を求める。